

## 南北戦争の勃発

但し原語ではCivil War civil=(形)市民の

- 1) No.139の表で掲げたような対立が深まると、西部開拓で誕生した新しい州が、「【1: 】」(州法で奴隷制を禁止する州)になるか、「【2: 】」(州法で奴隷制を許容する州)になるかの対立が激化した。1820年当時、自由州は北部の11州、奴隷州は南部の11州であった。ミズーリ州設置のとき、これを自由州とするか奴隷州とするかで南北が対立。結局、ミズーリ州は奴隷州とするが、これ以降は、北緯36度30分以上には奴隷州を認めない、という妥協が成立した。これが【3: 】(1820)である。
- 2) アメリカ合衆国の【4: 】は1830年代が始期で1860年代が終期である。産業革命の進展は、南北の利害の対立を極大にした。
- 3) カリフォルニアが自由州として州昇格(1850)、南部奴隷州の反発の結果、「1850年の妥協」として逃亡奴隷取締法が制定され、この法律のために各地で起きたトラブルは南北戦争に繋がる大きな要因となる。
- 4) 奴隷解放を目的とする運動も生まれた。ハリエット=タブマン(元奴隷)らの秘密結社「地下鉄道」は黒人奴隷が北部やカナダに逃亡するのを助けた。ダグラス(元奴隷)らは1847年には奴隷制度に反対する週間紙『ノース・スター』を発行。
- 5) カンザス、ネブラスカ両地方を准州とする際、両地方が将来自由州となるか奴隷州となるかは住民の決定にゆだねるとした、【5: 】(1854)が制定された。ミズーリ州の南境界線の北緯36度30分以上に奴隷州は認めないとした1820年の妥協の産物「ミズーリ協定」は事実上破棄され、南北の対立は更に激化した。
- 6) 「【6: 】」(1851-52年出版、ストウ婦人)の出版は北部の世論を動かした。ジョン=ブラウンの蜂起(1859)は開戦の重要な原因の一つとされている事件である。
- 7) 1860年の大統領選挙では、民主党が分裂した結果、北部の利益を代表する共和党の【7: 】任1861-65が大統領に当選した。【7】はアメリカ合衆国の統一維持を第一に考え、奴隷制を新領土に拡大することだけに反対する穏健な政治家で、奴隷制廃止論者ではなかったのである。それでも南部に不安は高まり、1861年、南部11州が連邦から離脱して「【8: 】」を結成。州権の維持、奴隷制擁護の憲法を制定した。大統領はジェファソン=デヴィス。10J 首都はリッチモンドである。北軍は「合衆国軍」「連邦軍」、南軍は「(南部)連合軍」とも呼ばれた。
- 8) 1860年3月4日にリンカンが大統領に就任すると、4月12日に南軍が北軍の【9: 】要塞を砲撃して戦端が開かれた(サムター要塞の戦い)。両軍とも全面戦争の準備は全くしておらず、リンカン大統領は北軍なのに奴隷州であるいくつかの州の取り扱いに苦慮した。4月19日にはリンカン大統領は、南部海岸線の海上封鎖を宣言した。この封鎖は大西洋岸からメキシコ湾岸まで徐々に広がり、南部経済を締め付けていった。1861年~65年は【10: 】である。

## 南北戦争の進展

- 1) 1862年【11: 】が制定された。自営農地法とも言う。公有地で5年間定住して開墾した者に土地160エーカーを無償で与える、という法律。西部農民の連邦(北軍)支持を獲得し、戦後も西漸(せいぜん)運動を促進した。
- 2) 1863年1月1日、リンカンは【12: 】を発した。  
奴隷解放令はこの前後に何度も出されているが、この奴隷解放宣言とは別物である。リンカンは奴隷解放宣言で約312万人の奴隷を解放したとされる。これは南部の「反乱地域」の奴隷を解放するもので、全奴隷の解放を宣言したものではない。イギリスなどヨーロッパ諸国に連邦の正当性を訴えた戦略的な措置である。  
最大の激戦地で行われた「【13: 】」の演説も、まだ戦争中の1863年11月19日であり、この戦争の意義が民主主義を守るための戦いであると強調する意図があった。この演説で有名な「人民の、人民による、人民のための政治は不滅である」という表現が使われた。  
前置詞の繰り返しを避けただけだという英語学者の説もある。  
イギリス、フランスを除くヨーロッパ諸国も連邦(北軍)を支持した。イギリス、フランスはアメリカ南部を市場とし、工業国としてアメリカ北部のライバルだから、北軍を支持するどころか南軍に荷担する危惧すらあり、南軍もこれを期待。奴隷解放宣言はこれを阻止する意味もあった。実際、両国は中立だった。  
イギリスはクリミア戦争(1853-56)、第2次アヘン戦争(1856-60)を戦ったばかりで、余程の事情がなければ戦争に踏み切れることは出来ず、綿花の供給はエジプトにおける綿花栽培の拡大によって解決した。既に奴隷制度を廃止し、非合法化したイギリスの価値観からすれば、奴隷制度を擁護する南部を救援することはイギリスにとって大義に反することになる。南部に肩入れしたかのように書いてある本もあるし、それを望んだ勢力も存在したがイギリスは中立だった。  
フランスも南北戦争には中立だった。ナポレオン3世の第二帝政の時期であり、モンロー主義のにらみが緩んだと見てメキシコに軍隊を送った。フランスは、アメリカ合衆国が2国に分裂することを期待していた。北部が勝利すると、フランスのメキシコ侵略は外交面で行き詰まり、撤退を余儀なくされた。
- 3) 優秀な軍人が南軍についていたことが、この戦争を困難なものにした一因。アメリカ合衆国で教育を受けた人なら誰でも知っている南軍の名将はリー(戦後、ワシントン大学学長)、連邦(北軍)の名将はグラント(後の18代大統領)。  
1865年、【14: 】陥落、南軍降伏。南部の「反乱地域」の諸州は1877年4月24日まで連邦の軍政下に置かれた。1865年は秘密結社K・K・K結成の年でもある。(K&Kはわが国の食品会社で無関係)

## 南北戦争後のアメリカ社会

黒人差別の問題を中心に

- 1) 1865年 南北戦争後、合衆国憲法修正第13条 10W が発効し、【15: 】は全面的に廃止。しかし、これは公民権、参政権とは別問題である。解放当初は何もなかった。ただ奴隷でないだけ。また、解放された黒人は祖国帰還を保障されたわけでもなく、土地を与えられたわけでもなかった。  
解放された黒人は【16: 】(益分小作人 sharecroppers) になるしかなかった。

地主はかつて広大なプランテーションだった土地をこまかく区分し土地、小屋（住居）、農具などを元奴隷の黒人小作人に貸し、収穫の二分の一ないしは三分の一を取り立てた。

- 2) 戦後の「北部主導による南部再建」の過程で、元黒人奴隷だった人々にも公民権、参政権が認められた。

1868年7月28日（公布） 憲法修正第14条で黒人は**公民権（市民権）**を得る。

1870年3月30日（公布） 憲法修正第15条で黒人は**選挙権**を得る。

人種間の垣根が取り除かれるかのように思えた。しかし両者とも、実際には行使困難だった。

現代の日本では公民権とは選挙権、被選挙権のことであるが、19～20世紀のアメリカにおける公民権とは、**黒人をはじめとする有色人種がアメリカ合衆国市民として差別されることなく持つべき法律上平等な地位**を指す。選挙権はその重要な一部である。原語で civil rights

- 3) 南部諸州の白人は、1877年4月24日に軍政が終わり、連邦軍が南部から引き揚げると、黒人を抑圧する政策に乗り出した。その手段は次のとおり。

①軍政終了どころか、早くも南北戦争敗戦の年、1865年に黒人だけでなく黒人の人権を擁護しようとする白人にまで敵対するK・K・K（「クー・クラックス・クラン」）などの人種差別を標榜する白人非合法秘密結社が数多く誕生し、1866年頃から、公民権を主張する活動や制度に対して暴力的な妨害を行った。南部諸州の白人指導者たちは、北軍による占領期に既に黒人に対する優位をどのように保っていくか、じっくり検討していた。その「成果」が後掲②③である。

②南部諸州では黒人を差別するための「黒人取締法」(Black Codes) を州法や地方条例で定めた。内容は様々だが共通しているのは**住居制限**。例えば、白人雇い主の屋敷に住み込みで働く場合などを除き、街中に住むことを禁止。

③人種分離制度=これを【17: 】と言う。これを可能にする諸法制度をジム・クロウ法と言う。

生活の全領域で両人種を分離することによって奴隷制廃止後の社会秩序を確立し黒人への優越をまもろうとした。例えば、バス待合室、バス座席、レストラン、公園のベンチ、教室等が黒人専用と白人専用に分離された。南アフリカの人種隔離政策=アパルトヘイトとは異なる。住み込みで働くメイドさんでさえ、雇い主のトイレは使用禁止で庭に建てた小屋のトイレを使うよう強いられた。風雨や雪の日も。

**ジム・クロウ制度**という呼称は、1820年代に成立した minstrel・ショーに登場するステレオタイプ化された「愚鈍な黒人奴隷」の名にちなむ。この呼称は、1877年以降、南部諸州に広がった。

minstrel・ショーとは何?・・・1820年代に成立したアメリカ初の国産の大衆芸能。**顔を黒塗りにした白人の芸人**が、黒人の会話やジョーク、歌やダンス（タップダンスの原型）をするショーである。1840年代に人気を集め、その後半世紀にわたって最も人気のある娯楽だった。白人がいだく愚鈍な黒人奴隷（名前はたいていジム・クロウ）のイメージをふくらませてコントを構成する。南北戦争で解放された黒人たちがショー・ビジネスの世界に進出してきたとき、彼らの多くは、ジム・クロウとして作られた黒人のイメージを模倣しなければ仕事になかったほどである。当然、20世紀も半ば以降に批判の対象となった。

④前掲①②③により、政治参加の制限と公然たるリンチや暴力により、黒人は南部社会での劣等的地位を強いられた。

- 4) 裁判所は誰の味方だったか

1896年 最高裁判所の「プレッシー対ファーガソン判決」・・「設備が同等であれば黒人と白人の分離は合憲」という「分離すれども平等」の原理が判例化されたこともあり、1890～1910年、南部諸州で人種分離政策が合法的に進められ、白人と黒人を分離することや、識字率の低い黒人の投票権を事実上制限したり、住宅を制限することも合法とされてきた。全米黒人地位向上協会 (NAACP) はこれらの差別に立ち向かい、第二次世界大戦では多数の黒人兵が血を流したにもかかわらず、南部諸州における黒人差別立法（ジム・クロウ法）は1950年代になっても改められなかった。

## その後の黒人差別撤廃運動はどうなったか？（本来なら現代史で扱うべきだが、あえてここに記す）

・・・2回の世界大戦期など途中過程を省略・・・

- 1) 第二次世界大戦後

1950年代 【18: 】広まる

1954年 ブラウン事件判決=公立学校における黒人と白人の別学を定めた州法は違憲（合衆国最高裁）

1955年 【19: 】（勇氣ある黒人女性の名）、市営バスで白人席に着席、席を立たず逮捕される。

これを契機に市営バスの差別的座席制に抗議して、1年以上もの**バス・ボイコット運動**が続いた。

**キング牧師**（マーティン・ルーサー・キング・ジュニア1929～1968）を指導者として、公民権運動は一気に全国に拡大。

1956年 合衆国最高裁、バスの差別的座席は違憲と判断。

1960年代に入り、公民権運動は更に高まる。この時全米で全世界で広く歌われた楽曲は“*We shall overcome*”である。伝説的フォークシンガー、ピート＝シーガーが歌い広め、運動を象徴する歌となった。ジョン＝バエズ等もカバーしている。かつてわが国でも英詩のまま歌われた。 著作権の関係で歌詞を表示できないが、YouTube等で試聴できる。

1963年 【20: 】 キング牧師が主催した大行進。25万人が参加。

キングの名高い演説“*I Have a Dream*”は、このときに行われた。以下は抜粋。

I have a dream that one day on the red hills of Georgia, the sons of former slaves and the sons of former slave owners will be able to sit down together at the table of brotherhood.

I have a dream that my four little children will one day live in a nation where they will not be judged by the color of their skin but by the content of their character.

この演説はYouTube等で動画で見ることができる。

- 2) そしてついに

1964年 【21: 】成立（制定を約束したケネディから政権を継承した**ジョンソン大統領**が署名）

・・・黒人選挙権妨害の排除、公共施設での人種分離と投票・教育・雇用における人種差別の禁止。

同年、キング牧師はノーベル平和賞受賞。

1968年 【22: 】暗殺。運動は急進化（←マルコムX 1965暗殺の影響）